

令和 5 年度 第 3 回栄村自然保護審議会 次第

日 時 令和 5 年 7 月 21 日 (金)
午前 9 時 0 0 分から
場 所 役場 2 階議場兼大会議室

1 開会

2 審議事項

【継続審議事項】栄村自然環境保護条例（平成 2 年条例第 13 号）第 12 条
に基づく「開発行為届」に関する諮問について

3 その他

4 閉会

【答申主文】

1. 本件審議途中の6月29日、北海道蘭越町で、地熱発電開発のための調査井掘削作業中に突然、大量の蒸気が噴出する事故が発生した。7月13日現在、蒸気噴出は鎮圧できていない。この蒸気噴出事故では、周辺の自然環境に多大な影響が出ており、また、農業被害（「風評被害」を含む）も広がり、住民の健康被害も訴えられている。
地熱開発・調査井掘削においてこのような大事故が発生し、蒸気噴出の鎮圧方法がいまだ確定できず、原因の解明もほとんど進んでいない状況の中で、事業内容が極めて似通っていると思われる栄村における地熱開発・調査井掘削について、それが自然環境並びに生活環境に与える影響について、本審議会が何らかの意見を述べることは不可能である。
2. 上述の蘭越町での地熱調査井からの蒸気噴出事故がなかったとしても、今回の諮問に対して、審議会が答えることは難しい。
村が審議会に示したSGET栄村地熱発電合同会社提出の「開発行為届出書」（栄村自然環境保護条例施行規則第5条2項で求められる図書類を含む。）には調査井掘削が自然環境、生活環境に与える影響を検討する上で必要なデータ等が十分な形では示されていないからである。そして、その記述の不十分さは、主として、村が栄村自然環境保護条例第13条に規定されている「規制基準」を定めていないこと、開発行為届出者に対して十分な聞き取り調査を行っていなかったことに原因があると思われる。
3. 前項で指摘した「必要なデータ等」について、本審議会が開発行為届出者に対して直接に聞き取り調査を行ってはどうか」との意見もあったが、本審議会は村長の諮問を審議する機関であって、村（長）が本来行うべき聞き取り調査等を代行する機関ではない。よって、諮問をお返しし、村（長）が然るべき調査を遂行されるよう、求めるものである。

答申原案についての補足説明

会長 松尾眞

1. 第3回審議会への「答申原案」の提出について

- 本件「地熱発電調査井掘削の開発行為届」に係る村長諮問への答申については、第1回審議時から、「第3回に原案提示、そこで審議し、第4回で最終結論を出す」と言ってきました。
- 「90日以内の答申」を求めたいという趣旨が諮問にあたって提示されていました。また、行政手続法の趣意に照らして、村（長）が「90日以内の答申」を求めることは理解できますので、かなりハードな日程とはなることを承知して、この間、第1回、第2回、そして本日第3回と進めてきた次第です。

2. 「答申原案」の提案者として、この内容に辿り着いた経緯と趣旨について

- 第2回審議会での議論の精査がきわめて重要であると考え、6月23日夜に速記録を読み（機械翻刻で、今回の翻刻はきわめて読みづらいものでしたが、議論の流れはichおう確認できました）、さらに7月4日夕に議事録を入手し、精査を深めました。
- その結果、第2回審議会で市川委員が提起された「手続き問題」を過小評価することはできないと考えるに至りました。
- 私は、第2回審議会でも申し上げた通り、審議会は「開発行為届」に対して諾否を決める立場にはなく、地熱発電調査井の掘削行為が自然環境及び生活環境に与える影響について検討し、村長の諮問に答える立場であると考えています。

したがって、第1回、第2回の審議で出された論点についての議論を深め、「自然環境及び生活環境に与える影響について一定の意見を示すことは可能ではないかと考えてきました。

しかし、「開発行為届出書」の文書（1～8）では、そうした影響についてのデータの類がほとんど得られないことは厳然たる事実です。

同時に、私は、審議会は村長の諮問を審議する場であり、開発行為届出者（事業者）と直接のやりとりをする立場にはないと申し上げてきました。そのことについては、現在に至るも考え（判断）は変わっていません。

ここで、やはり条例第 13 条に規定されている「規制基準」が施行規則において決められていないという問題が大きな壁になってきます。その意味を次に述べます。

- ・ 13 条に基づく「規制基準」の未策定は、「開発行為届出書」の内容を左右しただけでなく、「開発行為届出書」の受理に当たった役場職員の対応のあり方にも影響を及ぼしたと思われます。

すなわち、役場職員が、当該開発行為が自然環境や生活環境に与える影響について問題意識をもって「開発行為届出書」をチェックすることをしなかった（できなかった）ということです。

- ・ 以上のことから、今回は、第 2 回の審議の際に市川委員が言われた「一度、ご破算にして」ということとイコールではありませんが、現状において「自然環境や生活環境に与える意見を述べることは困難」との答申をせざるをえないと考えるに至りました。
- ・ ただし、審議会の議事録は当然、答申と共に村長に提出しますので、第 1 回、第 2 回の審議が無駄になることはないと考えます。

3. 北海道・蘭越町における地熱発電調査井掘削での蒸気噴出事故について

- ・ 事故の発生は 6 月 29 日です。第一報はネットニュースで見ました。
- ・ 2. の項で記した思考プロセスで言えば、速記録に基づいて第 2 回審議会での議論を精査している途中でした。
- ・ 当初段階から意識してニュースはチェックしていましたが、事態の重大性を認識し始めたのは事故発生から数日を経た後だったと記憶しています。

とくに、硫化水素中毒になった住民がおられること、河川・農業用水に影響が出て、取水停止となったことで、事の重大性を強く認識しました。

- ・ 私は、審議会での議論にあたって、掘削中の蒸気・熱水等の噴出という事態を想定し、「噴出防止装置（BOP）」の有無について役場職員に尋ね、「開発行為届出書」に記載がある旨の回答を得て、その論点についてはそこまでとしました。

ところが、蘭越町での調査井掘削においては、BOP が付けられていないこと、約 700m まで掘削が進んだ段階で設置の予定であったことを知り、非常に驚くとともに、「開発行為届出書」に BOP についての記載があるだけでは、本村での調査井掘削においても、今回の蘭越町と同様の事故の可能性を念頭におかなければならないと認識するに至りました。

- ・ そのような事故の可能性を念頭においた場合、影響は中津川下流の津南町にも及ぶ可能性が大となります。そうすると、本村での調査井掘削については、栄村単独では意思決定できない問題、津南町との協議が必要な問題となると認識しました。
- ・ また、蘭越町の事故をうけて、改めて地熱開発に関する法的な規制の枠組みについて検討したところ、温泉法第3条によるもの、森林法によるものなどに限定されていて、実際の掘削作業のあり方については基本的に施工事業者の自主的な保安措置に委ねられていることがあきらかになりました。
- ・ 以上のことから、蘭越町での事故は私共が栄村での地熱発電調査井掘削について検討する土台を揺るがす事態であり、蘭越町での事故の原因、二度と事故を起こさない安全対策などがあきらかにされないかぎり、「地熱調査井掘削が自然環境や生活環境に与える影響」を考え、判断することは出来ないと考えに至りました。

4. 栄村はどう対応すればよいのか

- ・ 私が提案している「答申原案」は、いわば「ゼロ回答」のようなものであり、諮問者（村長）、栄村の行政としては大変困った事態になると思います。
- ・ この際ですので申し上げますが、私は本審議会の会長職を引き受けるにあたって、栄村での地熱開発を認める方向で結論を出すこともありうると腹を固めていました。気候変動危機の深刻性、パリ協定で国際的な約束になっているCO₂削減・ニュートラル化の達成を考えれば、地熱資源の活用を否定することはできないと考えるからです。ただし、それは栄村・秋山が誇る豊かな自然環境・生活環境を保つことと共存できるものであることが必須です。
- ・ 私は、村が気候変動危機への村としての対策の基本方針、村の豊かな自然を活かす再エネ活用についての基本方針を、今回のことをうけて、早急に確立することを求めたいと考えています。そして、村がその方向で取り組んでくれるならば、その基本方針の策定に微力ながらも全力で協力したいと考えています。

以上、「答申原案」を作成するに至った経緯と趣旨についての補足説明といたします。